

クリーニング師研修について

ちゃんと
受講していますか？

クリーニング師研修・
業務従事者講習は法律
に規定された制度です。

法令を遵守して健全な経営を実践しましょう！



Point 1

※新たに業務に従事したクリーニング師は、従事後一年以内に、まず研修を受講する必要があります。

クリーニング師は3年を超えない期間ごとに都道府県が指定する研修を受ける義務があります。(法第8条の2, 規則第10条の2)

Point 2

※新たに開設したクリーニング所では、開設から一年以内に、まず講習を受講する必要があります。

営業者は業務従事者の20%にあたる者に対し3年を超えない期間ごとに都道府県が指定する講習を受けさせる義務があります。(法第8条の3, 規則第10条の3)

Point 3

営業者は自身が開設するクリーニング所に勤務するクリーニング師に対して都道府県が指定する研修を受ける機会を与える義務があります。(法第8条の2-2)

滋賀県・保健所

平成24年度クリーニング師研修 ・業務従事者講習

ご案内

○ クリーニング師研修

内容：法規、クリーニング技術およびクレーム対策

【大津会場】

日程：平成25年2月3日〔日〕

場所：滋賀県生活衛生会館 3階 ホール

大津市打出浜13-22 電話：077-524-2311

交通：JR 琵琶湖線膳所駅下車 徒歩13分

京阪石坂線石場駅下車 徒歩3分

【彦根会場】

日程：平成25年2月24日〔日〕

場所：ビバシティ彦根 2階 研修室

彦根市竹ヶ鼻町43-1 電話：0749-27-5170

交通：JR 琵琶湖線南彦根駅下車 徒歩3分

○ クリーニング業務従事者講習

内容：法規、クリーニング技術およびクレーム対策

【大津会場】

日程：平成24年11月18日〔日〕

場所：滋賀県生活衛生会館 3階 ホール

大津市打出浜13-22 電話：077-524-2311

交通：JR 琵琶湖線膳所駅下車 徒歩13分

京阪石坂線石場駅下車 徒歩3分

【彦根会場】

日程：平成24年11月8日〔木〕

場所：ビバシティ彦根 2階 研修室

彦根市竹ヶ鼻町43-1 電話：0749-27-5170

交通：JR 琵琶湖線南彦根駅下車 徒歩3分

【受講等申込みおよび問い合わせ先】

財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

電話：077-524-2311